

令和5年度 障がいのある人のコミュニケーション手段の 理解・啓発ポスターコンクール募集要項

1 趣旨

高松市では、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に寄与するため、平成31年3月に「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用が容易に行うことができる社会を目指し、理解・啓発ポスターコンクールを開催します。

2 主催

高松市

3 募集内容

(1) 対象

小学生の部（小学1～6年生）、中学生の部（中学1～3年生）、高校生の部（高校1～3年生）

(2) テーマ

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段（手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、UDトークなどの情報通信機器など）を用いて、コミュニケーションを取る様子を描いたもの。また、その体験をした時の様子を描いたものなど。



←高松市公式ホームページ「令和5年度 障がいのある人のコミュニケーション手段の理解・啓発ポスターコンクール」はこちらから

(3) 用紙

画用紙 四つ切（380 mm×540 mm）を使用してください。

水彩、油彩、色鉛筆、クレパスでの手描き、パソコン等を使用するグラフィックス制作のいずれでも結構です。標語は入れなくても構いません。自由に描いてください。ただし、オリジナル及び未発表のものに限ります。

4 募集期間

令和5年7月20日（木）～令和5年9月19日（火）（必着）

5 作品の提出方法

作品の裏面に「作品のタイトル、学校名・学年、氏名（ふりがな）、電話番号、作品の返却不要・高松市障がい福祉課窓口で返却希望のどちらか」を記載し、高松市障がい福祉課（本庁舎

2階)に、郵送か持参のいずれかで提出してください。

御記入いただいた個人情報は厳重に管理し、本事業運営に必要な範囲内(事務手続、審査結果発表、作品展、広報等での活用)で利用し、上記以外の目的で、本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。

6 選考等

主催者が委嘱する審査員により行います。

各部門につき、最優秀作品1点、優秀作品2点、佳作(以後「入賞作品」といいます。)を選びます。

7 発表・表彰

(1) 令和5年11月上旬頃、入賞者に連絡します。

(2) 最優秀作品と優秀作品には、賞状と副賞を贈呈します。

(副賞は、最優秀作品5000円分、優秀作品3000円分の図書カードです。)

(3) 入賞作品は、障害者週間に開催する作品展で掲示するとともに、最優秀作品と優秀作品については、表彰式を行います(下記8参照)。

※入賞者については、学校名、学年、氏名を公表します(望まない場合は応相談)。

(4) 最優秀作品については、主催者において広報資料に活用させていただきます。

※最優秀作品の著作権は、主催者に帰属します。

8 作品展(予定)

(1) 期 間 令和5年12月2日(土) **6日(水)** ~令和5年12月10日(日)

※表彰式は12月3日(日) **9日(土)**

(2) 場 所 瓦町FLAG8階 市民交流プラザIKODE瓦町
〒760-0054 香川県高松市常磐町一丁目3番地1

(3) 展示作品 入賞作品すべて

9 注意点

(1) 応募に関わる一切の費用は、応募者の負担となります。

(2) 応募規定違反と認められた場合は、受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。

(3) 作品は返却いたしません。返却を希望する方は、令和6年3月29日までに、高松市障がい福祉課(本庁舎2階)に取りに来ててください。期限後は処分いたします。

10 事務局・問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎2階

高松市 健康福祉局 福祉事務所 障がい福祉課 管理係(担当:大林、矢野)

TEL: 087-839-2333 FAX: 087-821-0086

MAIL: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

受付時間: 平日8:30~17:00